

証券コード 607A
2026 年 9 月 8 日

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
株式会社エブリー
代表取締役社長 吉田大成

第 11 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 11 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.every.tv/>

上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR 情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。

また、電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスしていただき、銘柄名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR 情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

【東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026 年 9 月 29 日（火曜日）17 時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026 年 9 月 30 日（水曜日）13 時
2. 場 所	東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号 住友不動産六本木グランドタワー38 階 当社会議室

3. 目的事項	報告事項 第 11 期（2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 【議案】 取締役 6 名選任の件
----------------	---

~~~~~

◎当日、ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場にてご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 事業報告 (2025 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### 1 事業の経過及び成果

当社は、「明るい変化の積み重なる暮らしを、誰にでも。」をパーパスに、ライフスタイルに根ざした、最適かつ有益な情報をひとりひとりに届けることを目指し、レシピ動画メディアの「デリッシュキッチン」、ファミリー向け動画メディア「トモニテ」など複数の動画メディアを運営しております。主力メディアである「デリッシュキッチン」においては、管理栄養士監修の「簡単・おいしい・安全な」動画レシピコンテンツを多数公開しており、現在では国内最大級のレシピ動画メディアとして、ユーザーへ良質なコンテンツを提供し続けております。

当社は、動画メディアやデジタルサイネージの運営、小売企業の支援等を通じて、オンライン/オフライン両面での膨大な「食生活行動ビッグデータ」を保有しております。主力メディアである「デリッシュキッチン」においては、強固なユーザー基盤を構築しており、各ユーザーの属性情報はもちろん、「レシピ検索」等の行動情報や実店舗での購買データなど、「食」に関わる様々なデータを保有しております。

主力ビジネスである Marketing Solution ビジネスにおいては、デジタル技術の進展に伴い、TV・ラジオなどのマスメディアからスマートフォン・パソコンなどのデジタル媒体へと生活者のメディア接触時間が移行するなかで、独自のデータやコンテンツ制作力を活用した効果的なデジタル広告ソリューションをメーカー等の広告主に提供しております。また、食品・飲料メーカー及び小売企業との関係が密接な食品卸企業とのアライアンスの構築により、デジタルサイネージ等のリテールメディアの構築を加速させ、店頭での販促支援を強化するとともに、購買データ等のオフラインデータを活用することで、大手 SNS や他のメディアでは計測が難しいとされている、実店舗での購買効果の可視化を実現しております。

当社が関わるインターネット広告市場においては、大規模プラットフォームの成長が大きく起因して、2025 年の国内インターネット広告費が 4 兆 459 億円（前年比 10.8%増）、インターネット広告媒体費が 3 兆 3,093 億円（前年比 11.8%増）と過去最高を更新しております（注 1）。インターネット広告事業の中でもビデオ動画の広告市場規模は 1 兆 275 億円となり、前年比 21.8%増と拡大を続けております（注 2）。今後もモバイル広告の大幅な伸長に加え、PC デスクトップ向け広告も堅調に推移することが予想されるため、2026 年のビデオ動画広告費は 1 兆 1,783 億円へと拡大（前年比 14.7%増）する見込みです（注 2）。また、デジタルサイネージなどを含むリテールメディア市場においては、小売企業の DX 化とともに進められる当該領域への更なる注力及びテクノロジーの普及により、店舗事業者によるリテールメディア広告の市場規模は 2029 年には 2024 年の約 4 倍にあたる 1,939 億円に達し、その中でデジタルサイネージにおける広告の市場規模は 2029 年には 350 億円に到達する見込みです（注 3）。

当事業年度においては、主力ビジネスである Marketing Solution ビジネスでの広告主への提供価値の最大化及び顧客単価の向上に伴う収益の拡大に注力するとともに、適切なコストコントロールを実施することで収益性が向上し、黒字化を達成いたしました。また、今後の業績動向等を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、当事業年度において、繰延税金資産 109,345 千円を計上しました。以上の結果、当事業年度の経営成績につきましては、売上高 5,025,554 千円、営業利益 324,654 千円、経常利益 318,752 千円、当期純利益 424,042 千円となりました。

なお、当社はメディアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注 1） ㈱電通「2025 年日本の広告費」

（注 2） CARTA HOLDINGS/電通/電通デジタル/セプテーニ「2025 年日本の広告費 インターネット広告媒体費詳細分析」

（注 3） CARTA HOLDINGS「リテールメディア広告市場調査」2026 年 1 月

#### 2 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### 3 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分                             | 第8期<br>(2023年6月期) | 第9期<br>(2024年6月期) | 第10期<br>(2025年6月期) | 第11期<br>(当事業年度)<br>(2026年6月期) |
|--------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (千円)                       | 2,579,809         | 3,359,709         | 4,250,933          | 5,025,554                     |
| 経常利益又は経常損失 (千円)                | △544,249          | △644,242          | △30,306            | 318,752                       |
| 当期純利益又は当期純損失 (千円)              | △554,898          | △771,364          | △32,738            | 424,042                       |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失 (円) | △110.98           | △154.27           | △6.55              | 42.02                         |
| 総資産 (千円)                       | 2,945,832         | 2,474,808         | 2,445,645          | 2,635,474                     |
| 純資産 (千円)                       | 2,091,912         | 1,320,548         | 1,287,809          | 1,711,852                     |
| 1株当たり純資産 (円)                   | △2,248.09         | △2,402.36         | △2,408.91          | 87.19                         |

- (注) 1. 第8期、第9期及び第10期の1株当たり純資産は、純資産額から優先株式の発行金額13,332,340千円を控除して計算しております。
2. 第8期の数値は、地代家賃の支払に係る前払費用と未払費用の相殺処理に関する誤謬の訂正を反映した後の数値を記載しております。このため、第8期の定時株主総会において報告した計算書類の数値とは一部異なっております。
3. 第10期の数値は、一部取引の収益計上時期に係る誤謬の訂正を反映した後の数値を記載しております。このため、第10期の定時株主総会において報告した計算書類の数値とは一部異なっております。

(3) 対処すべき課題

当社では、以下を主要な経営課題と認識しております。

1 コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、持続的な成長による企業価値向上の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えております。このため、企業倫理の醸成と法令遵守、経営環境の変化に迅速・適切・効率的に対応できる経営の意思決定体制の構築に取り組んでまいります。

2 優秀な人材の確保

当社は、持続的な企業価値向上のためには、優秀な人材の確保が継続して必要であると考えており、今後の事業拡大のために必要なスキルを備えた人材を適切に確保するとともに、育成を行っていく必要があると認識しております。また将来を担う人材として、毎年継続的に新卒者を採用する方針です。

3 組織体制の強化

当社は、動画メディアの運営やメーカーへの広告ソリューションの提供などを推進するにあたり、優秀な人材の採用・育成に取り組むことが重要であると認識しております。組織設計においては、計数管理に基づいた効率的なオペレーション体制を基盤としながら、少人数単位でのチーム制を採用すると同時にチームごとの自立性を促すよう権限の委譲を推し進めることで意思決定の質とスピードを維持するなど、従業員のパフォーマンスを最大化させる取り組みを引き続き継続していく方針です。

4 システム基盤の強化及び技術革新への対応

当社は、先進的なテクノロジーを基盤とした新規サービスや新たなインターネット端末等の技術革新への対応が、事業展開上の重要な要素であると認識しております。また、サービスをインターネット上で展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上の重要な課題であると認識しております。

5 知名度・コーポレートブランド価値の向上

当社の提供する各サービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を実現していくためには、ユーザーから支持されるサービスの提供に加え、各サービスの知名度や当社のコーポレートブランド価値の向上も不可欠であると考えております。事業を支える優秀な人材の獲得や他社との提携等をより有利に進めるためにも、今後も費用対効果を見極めながら広告宣伝活動及び広報活動に取り組んでまいります。

6 財務基盤の強化

当社は、2026年6月期において営業利益・経常利益ともに黒字を計上しているうえ、事業活動を行うにあたって十分な手元流動性を確保している状況のため、現状において財務健全性に係る特筆すべき課題は認識しておりません。しかしながら、業容拡大とともに、人材採用等に係る支出の拡大、売上規模の拡大に伴う運転資金の増加等が発生する可能性があるため、これらに備えた資金調達及び財務基盤の強化に努めてまいります。

(4) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

|                |            |
|----------------|------------|
| メディアプラットフォーム事業 | メディア関連サービス |
|----------------|------------|

(5) 主要な事業所（2026年6月30日現在）

|    |       |
|----|-------|
| 本社 | 東京都港区 |
|----|-------|

**(6) 従業員の状況（2026年6月30日現在）**

| 従業員数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 172（20）名 | 19名減（3名増） | 32.6歳 | 4.1年   |

（注）従業員数は就業人員（正社員、契約社員、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員、アルバイト）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

**(7) 主要な借入先の状況（2026年6月30日現在）**

| 借入先          | 借入金残高     |
|--------------|-----------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 300,000千円 |

**(8) その他会社の現況に関する重要な事項**

2026年8月4日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

## 2. 株式の状況（2026年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 78,531,200 株  
 (2) 発行済株式の総数 19,632,808 株  
 (3) 株主数 31 名  
 (4) 大株主（上位 10 株主）

| 株主名                                      | 持株数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|------------------------------------------|------------|-------------|
| 吉田 大成                                    | 4,631,900  | 23.59       |
| KDDI 株式会社                                | 2,822,202  | 14.37       |
| 伊藤忠食品株式会社                                | 2,351,835  | 11.98       |
| 加藤産業株式会社                                 | 2,351,835  | 11.98       |
| WiL Fund II, L.P.                        | 1,536,150  | 7.82        |
| DCM Ventures China Fund (DCM VIII), L.P. | 1,462,060  | 7.45        |
| グロービス 5 号ファンド投資事業有限責任組合                  | 894,438    | 4.56        |
| DBJ キャピタル投資事業有限責任組合                      | 579,061    | 2.95        |
| Globis Fund V, L.P.                      | 381,234    | 1.94        |
| 味の素株式会社                                  | 341,297    | 1.74        |

- (5) 当事業年度中に職務の執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
 該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

#### 1 種類株式の取得及び消却

当社は、2026年2月24日付で、定款に定める取得条項に基づき、A種優先株式2,201,000株、B種優先株式3,040,000株、C種優先株式2,112,370株、D種優先株式5,174,037株及びE種優先株式2,105,401株のすべてを自己株式として取得し、その対価として、各種優先株式1株につき当社普通株式1株をそれぞれ交付いたしました。また、2026年2月25日開催の臨時取締役会の決議に基づき、上記により取得した各種優先株式の全部を、会社法第178条の規定により消却いたしました。

#### 2 定款の一部変更

当社は、2026年3月16日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部を変更し、同日付で、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、発行可能株式総数を42,290,771株から78,531,200株に引き上げ、かつ、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第1回新株予約権                                    | 第2回新株予約権                                       |
|------------------------|-------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2017年3月21日                                  | 2017年9月26日                                     |
| 新株予約権の数                |                   | 41個                                         | 32,000個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 41,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)<br>(注) 1 | 普通株式 32,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                 |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                     | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 90,000円<br>(1株当たり 90円) (注) 1     | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 100円)                |
| 権利行使期間                 |                   | 2019年3月22日から<br>2027年3月21日まで                | 2019年9月27日から<br>2027年9月26日まで                   |
| 行使の条件                  |                   | (注) 2                                       | (注) 3                                          |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 15個<br>目的となる株式数 15,000株<br>保有者数 1名  | 新株予約権の数 10,000個<br>目的となる株式数 10,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —           | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —              |
|                        | 社外監査役             | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —           | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —              |

|                        |                   | 第4回新株予約権                                       | 第5回新株予約権                                       |
|------------------------|-------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2018年10月15日                                    | 2019年11月18日                                    |
| 新株予約権の数                |                   | 82,000個                                        | 224,500個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 82,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                 | 普通株式 224,500株<br>(新株予約権1個につき1株)                |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                        | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 310円<br>(1株当たり 310円)                | 新株予約権1個当たり 313円<br>(1株当たり 313円)                |
| 権利行使期間                 |                   | 2020年10月16日から<br>2028年10月15日まで                 | 2021年11月19日から<br>2029年11月18日まで                 |
| 行使の条件                  |                   | (注) 4                                          | (注) 4                                          |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 10,000個<br>目的となる株式数 10,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 40,000個<br>目的となる株式数 40,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —              | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —              |
|                        | 社外監査役             | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —              | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —              |

|                        |                   | 第6回新株予約権                                       | 第8回新株予約権                                       |
|------------------------|-------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2021年1月20日                                     | 2022年12月19日                                    |
| 新株予約権の数                |                   | 188,500個                                       | 374,500個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 188,500株<br>(新株予約権1個につき1株)                | 普通株式 374,500株<br>(新株予約権1個につき1株)                |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                        | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 313円<br>(1株当たり 313円)                | 新株予約権1個当たり 320円<br>(1株当たり 320円)                |
| 権利行使期間                 |                   | 2023年1月21日から<br>2031年1月20日まで                   | 2024年12月20日から<br>2032年12月19日まで                 |
| 行使の条件                  |                   | (注) 4                                          | (注) 5                                          |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 30,000個<br>目的となる株式数 30,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 30,000個<br>目的となる株式数 30,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —              | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —              |
|                        | 社外監査役             | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —              | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —              |

|                        |                   | 第9回新株予約権                                       |
|------------------------|-------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2025年5月12日                                     |
| 新株予約権の数                |                   | 590,500個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 590,500株<br>(新株予約権1個につき1株)                |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 320円<br>(1株当たり 320円)                |
| 権利行使期間                 |                   | 2027年5月13日から<br>2035年5月12日まで                   |
| 行使の条件                  |                   | (注) 6                                          |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 30,000個<br>目的となる株式数 30,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —              |
|                        | 社外監査役             | 新株予約権の数 —<br>目的となる株式数 —<br>保有者数 —              |

- (注) 1 2017年8月24日付で行った1株を1,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
- 2 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「新株予約権割当契約書」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を求めた場合はこの限りでない。

(2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所での上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を求めた場合はこの限りでない。

(3) 上記(2)の定めにかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、(i)当該決議又は決定が行われてから10日が経過する日又は(ii)当社の買収に関して法令上定められた効力発生日が存在する場合における当該日の前日のいずれか早い日までの間は、本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

①当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

②当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

③当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

④当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

⑤当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

(4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 本新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)の日後、次に掲げる期間において、次の各号に掲げる割合を限度として行使することができるものとする。なお、行使可能割合は、既行使分を合わせた累積の行使可能数の上限を画するものとし、行使可能割合に基づく割当て新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な割当て新株予約権の割合とみなす。

①株式公開の日後3ヶ月を経過する日まで

0%

②株式公開の日後3ヶ月を経過した日以降

割当個数の100%

### 3 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「新株予約権割当契約書」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を求めた場合はこの限りでない。

(2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所での上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を求めた場合はこの限りでない。

(3) 上記(2)の定めにかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、(i)当該決議又は決定が行われてから10日が経過する日又は(ii)当社の買収に関して法令上定められた効力発生日が存在する場合における当該日の前日のいずれか早い日までの間は、本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

①当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

②当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

③当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

④当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

⑤当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

(4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 本新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)の日後、次に掲げる期間において、次の各号に掲げる割合を限度として行使することができるものとする。なお、行使可能割合は、既行使分を合わせた累積の行使可能数の上限を画するものとし、行使可能割合に基づく

く割当て新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な割当て新株予約権の割合とみなす。

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| ①株式公開の日後6ヶ月を経過する日まで | 0%        |
| ②株式公開の日後6ヶ月を経過した日以降 | 割当個数の100% |

4 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「新株予約権割当契約書」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を求めた場合はこの限りでない。

(2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所での上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を求めた場合はこの限りでない。

(3) 上記(2)の定めにかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、(i)当該決議又は決定が行われてから10日が経過する日又は(ii)当社の買収に関して法令上定められた効力発生日が存在する場合における当該日の前日のいずれか早い日までの間は、本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

①当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

②当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

③当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

④当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

⑤当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

(4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 本新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)の日後、次に掲げる期間において、次の各号に掲げる割合を限度として行使することができるものとする。なお、行使可能割合は、既行使分を合わせた累積の行使可能数の上限を画するものとし、行使可能割合に基づく割当て新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な割当て新株予約権の割合とみなす。

- |                                        |           |
|----------------------------------------|-----------|
| ①株式公開の日後6ヶ月を経過する日まで                    | 0%        |
| ②株式公開の日後6ヶ月を経過した日から株式公開の日後18ヶ月を経過する日まで | 割当個数の50%  |
| ③株式公開の日後18ヶ月を経過した日以降                   | 割当個数の100% |

5 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「新株予約権割当契約書」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を求めた場合はこの限りでない。

(2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所での上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を求めた場合はこの限りでない。

(3) 上記(2)の定めにかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、(i)当該決議又は決定が行われてから10日が経過する日又は(ii)当社の買収に関して法令上定められた効力発生日が存在する場合における当該日の前日のいずれか早い日までの間は、本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

①当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

②当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

③当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

④当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満と

なること。

⑤当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

(4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 本新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)の日後、次に掲げる期間において、次の各号に掲げる割合を限度として行使することができるものとする。なお、行使可能割合は、既行使分を合わせた累積の行使可能数の上限を画するものとし、行使可能割合に基づく割当て新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な割当て新株予約権の割合とみなす。

|                                      |            |
|--------------------------------------|------------|
| ①株式公開の日後1年を経過する日まで                   | 0%         |
| ②株式公開の日後1年を経過した日から、株式公開の日後2年を経過する日まで | 割当個数の 40%  |
| ③株式公開の日後2年を経過した日から、株式公開の日後3年を経過する日まで | 割当個数の 80%  |
| ④株式公開の日後3年を経過した日以降                   | 割当個数の 100% |

## 6 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「新株予約権割当契約書」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を求めた場合はこの限りでない。

(2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所での上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を求めた場合はこの限りでない。

(3) 上記(2)の定めにかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、(i)当該決議又は決定が行われてから10日が経過する日又は(ii)当社の買収に関して法令上定められた効力発生日が存在する場合における当該日の前日のいずれか早い日までの間は、本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

①当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

②当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

③当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

④当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

⑤当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

(4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 本新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)の日後、次に掲げる期間において、次の各号に掲げる割合を限度として行使することができるものとする。なお、行使可能割合は、既行使分を合わせた累積の行使可能数の上限を画するものとし、行使可能割合に基づく割当て新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な割当て新株予約権の割合とみなす。

|                                      |            |
|--------------------------------------|------------|
| ①株式公開の日後1年を経過する日まで                   | 0%         |
| ②株式公開の日後1年を経過した日から、株式公開の日後2年を経過する日まで | 割当個数の 30%  |
| ③株式公開の日後2年を経過した日から、株式公開の日後3年を経過する日まで | 割当個数の 60%  |
| ④株式公開の日後3年を経過した日以降                   | 割当個数の 100% |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人に対し交付した新株予約権等の状況

|                        | 第 10 回新株予約権                            |
|------------------------|----------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2026 年 3 月 16 日                        |
| 新株予約権の数                | 211,000 個                              |
| 交付人数                   | 当社使用人 66 名                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 211,000 株<br>(新株予約権 1 個につき 1 株)   |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに<br>払い込みは要しない                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権 1 個当たり 480 円<br>(1 株当たり 480 円)   |
| 権利行使期間                 | 2028 年 3 月 17 日から<br>2036 年 3 月 16 日まで |
| 行使の条件                  | (注)                                    |

(注) 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「新株予約権割当契約書」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を求めた場合はこの限りでない。

(2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所での上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を求めた場合はこの限りでない。

(3) 上記(2)の定めにかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、(i)当該決議又は決定が行われてから 10 日が経過する日又は(ii)当社の買収に関して法令上定められた効力発生日が存在する場合における当該日の前日のいずれか早い日までの間は、本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

①当社の発行済株式の議決権総数の 50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、その後の改正も含む。)第 8 条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

②当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の 50%未満となること。

③当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の 50%未満となること。

④当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の 50%未満となること。

⑤当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

(4) 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(5) 本新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)の日後、次に掲げる期間において、次の各号に掲げる割合を限度として行使することができるものとする。なお、行使可能割合は、既行使分を合わせた累積の行使可能数の上限を画するものとし、行使可能割合に基づく割当て新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な割当て新株予約権の割合とみなす。

|                                              |            |
|----------------------------------------------|------------|
| ①株式公開の日後 18 ヶ月を経過する日まで                       | 0%         |
| ②株式公開の日後 18 ヶ月を経過した日から、株式公開の日後 32 ヶ月を経過する日まで | 割当個数の 30%  |
| ③株式公開の日後 32 ヶ月を経過した日から、株式公開の日後 42 ヶ月を経過する日まで | 割当個数の 60%  |
| ④株式公開の日後 42 ヶ月を経過した日以降                       | 割当個数の 100% |

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年6月30日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                   |
|----------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 吉田大成  |                                                                                                                                |
| 取締役      | 菅原千遥  | 執行役員デリッシュキッチンカンパニー長                                                                                                            |
| 取締役      | 佐伯泰昌  | 伊藤忠食品株式会社 常務執行役員                                                                                                               |
| 取締役      | 牧野隆広  | 株式会社ミライプロジェクト 代表取締役<br>株式会社ミライプロジェクトインベストメント 代表取締役<br>アイクリスタル株式会社 取締役                                                          |
| 取締役      | 藤田英輝  | SEGNET Ventures Pte. Ltd. Director<br>202010 Pte. Ltd. Director<br>SEGNET Creative SDN BHD Director<br>HEKA Petlife 株式会社 代表取締役 |
| 取締役      | 次家成典  | 加藤産業株式会社 取締役常務執行役員<br>加藤 SC アジアインベストメント株式会社代表取締役社長                                                                             |
| 常勤監査役    | 高橋彩   | 高橋彩公認会計士事務所 所長<br>公益財団法人小堀雄久学生等支援会（現 公益財団法人小堀育英会）代表理事                                                                          |
| 監査役      | 平田幸一郎 | 平田公認会計士事務所 所長<br>有限会社アドバンスワン 取締役社長<br>株式会社エンバイオ・ホールディングス 社外取締役（監査等委員）                                                          |
| 監査役      | 松本拓生  | 恵比寿松本法律事務所 所長<br>全保連株式会社 社外取締役<br>株式会社フェローテックホールディングス（現 株式会社フェローテック） 社外監査役                                                     |

- (注) 1. 取締役佐伯泰昌氏、牧野隆広氏、藤田英輝氏及び次家成典氏は社外取締役であります。
2. 監査役高橋彩氏、平田幸一郎氏及び松本拓生氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役牧野隆広氏及び藤田英輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役高橋彩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役平田幸一郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役松本拓生氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 次家成典氏は、2025年9月25日開催の定時株主総会において選任され、同日付をもって取締役に就任いたしました。
6. 松浦博幸氏は、2025年9月25日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役に退任いたしました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役及び監査役との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

##### (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

##### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことにより起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事項があります。

#### (5) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

|                  | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 40,230<br>(4,200)  | 40,230<br>(4,200)  | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 7<br>(5)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 10,800<br>(10,800) | 10,800<br>(10,800) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 3<br>(3)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 51,030<br>(15,000) | 51,030<br>(15,000) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 10<br>(8)             |

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2 取締役報酬の限度額は、2026年3月16日開催の株主総会にて一事業年度あたり年額2億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)と決定しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役4名)です。
- 3 監査役の報酬は、2026年3月16日の株主総会決議にて一事業年度あたり年額3,000万円と定めており、その総額の範囲内で監査役会の協議により決定しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
- 4 取締役会は、代表取締役社長吉田大成氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、同氏が当社の代表取締役社長として、各取締役の業務執行状況や全社業績等を最も熟知しており、各人の貢献度等を総合的に勘案し、各取締役の報酬額を評価・決定するにあたり、同氏が最も適していると判断したためであります。
- 5 上記の取締役の員数には、2025年9月25日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名(社外取締役)が含まれております。

#### (6) 社外役員に関する事項

##### 1 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役の佐伯泰昌氏は、伊藤忠食品株式会社の常務執行役員を兼職しております。同社は当社の主要株主であり、当社との間に取引関係があります。

取締役の牧野隆広氏は、株式会社ミライブプロジェクトの代表取締役、株式会社ミライブプロジェクトインベストメントの代表取締役及びアイクリスタル株式会社の取締役を兼職しております。株式会社ミライブプロジェクトインベストメントは当社の株式を保有しておりますが、それ以外の取引等について特に記載すべき関係はありません。当社と株式会社ミライブプロジェクト及びアイクリスタル株式会社との間には特別の利害関係はありません。

取締役の藤田英輝氏は SEGNEl Ventures Pte. Ltd. の Director、202010 Pte. Ltd. の Director、SEGNEl Creative SDN BHD の Director 及び HEKA Petlife 株式会社の代表取締役を兼職しております。SEGNEl Ventures Pte. Ltd. は当社の株式を保有しておりますが、それ以外の取引等について特に記載すべき関係はありません。当社と 202010 Pte. Ltd.、SEGNEl Creative SDN BHD 及び HEKA Petlife 株式会社との間には特別の利害関係はありません。

取締役の次家成典氏は加藤産業株式会社の取締役常務執行役員及び加藤 SC アジアインベストメント株式会社の代表取締役社長を兼職しております。加藤産業株式会社は当社の主要株主であり、当社との間には取引関係があります。当社と加藤 SC アジアインベストメント株式会社との間には特別の利害関係はありません。

監査役高橋彩氏は、高橋彩公認会計士事務所の所長及び公益財団法人小堀雄久学生等支援会(現 公益財団法人小堀育英会)の代表理事を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査役平田幸一郎氏は、平田公認会計士事務所の所長、有限会社アドバンスワンの取締役社長及び株式会社エンパイオ・ホールディングスの社外取締役(監査等委員)を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査役松本拓生氏は、恵比寿松本法律事務所の所長、全保連株式会社の社外取締役及び株式会社フェローテックホールディングス(現 株式会社フェローテック)の社外監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

## 2 当事業年度における主な活動状況

|             | 主な活動状況                                                                                                                                                |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 佐伯泰昌  | 当事業年度に開催された取締役会 16 回の全てに出席し、主に小売・流通業界における豊富な経験と幅広い見識に基づく専門的な見地を活かして、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。                      |
| 社外取締役 牧野隆広  | 当事業年度に開催された取締役会 16 回の全てに出席し、複数社の取締役としての事業運営経験を活かして、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。                                       |
| 社外取締役 藤田英輝  | 当事業年度に開催された取締役会 16 回の全てに出席し、ベンチャーキャピタルでの豊富な投資実績や経営者としての幅広い見識を活かして、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。                        |
| 社外取締役 次家成典  | 2025 年 9 月 25 日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会 13 回の全てに出席し、事業会社の管理部門で主要な役職を歴任した経験による優れた経営判断能力を活かして、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 社外監査役 高橋彩   | 当事業年度に開催された取締役会 16 回の全て、監査役会 14 回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。       |
| 社外監査役 平田幸一郎 | 当事業年度に開催された取締役会 16 回の全て、監査役会 14 回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。  |
| 社外監査役 松本拓生  | 当事業年度に開催された取締役会 16 回の全て、監査役会 14 回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。         |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額     |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 34,300 千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37,000 千円 |

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、株式の新規上場に係るコンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することとします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

さらに、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断し会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求した場合は、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定するものとします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性を確保するための必要な体制を整備し、適切に運用していくことが経営の重要な責務であると認識し、内部統制システムの整備に取り組んでおり、取締役会で決議された「内部統制システムの基本方針」に則して整備した体制に従って運用しております。当該基本方針の内容の概要は次のとおりであります。

- 1 **取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
  - ・ 当社の社会的責任を果たすため、パーパス、バリュー、ミッションを定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
  - ・ コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土づくりに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告する。
  - ・ 内部通報窓口を設置し、当社の役職員等が法令や社内規程への違反、個人の生命、身体、財産を侵害する行為等について通報できる制度を設け、これらの早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努める。
  - ・ 当社における業務の効率性及有効性、法令遵守等について内部監査を行うとともに、監査結果は定期的に代表取締役へ報告され、発見された課題については、必要かつ適正な是正処置を行う。
  - ・ 取締役会は、取締役会等重要な会議を通して各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
  - ・ 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。
  - ・ 使用人の法令や社内規程違反については、就業規則等に基づき処罰の対象とする。
  - ・ 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。
- 2 **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
  - ・ 取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱は、文書管理規程その他の社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行う。
  - ・ 取締役及び監査役が保存及び管理されている情報の閲覧を要請した場合、速やかにこれを閲覧できるように管理する。
  - ・ 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に係る情報については、「情報管理基本規程」及び「ITセキュリティ管理規程」その他の社内規程に従い、適切かつ安全に保存及び管理する。
- 3 **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
  - ・ 代表取締役直轄のリスクマネジメント委員会を設置し、当社が直面するリスク又は将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な対応策を講じる。
  - ・ 情報セキュリティリスクに対応するため、「情報管理基本規程」、「ITセキュリティ管理規程」及び「個人情報取扱規程」その他の社内規程を制定し、これらに基づき情報セキュリティリスクの低減に努める。
  - ・ 外部機関を活用した与信管理を行うとともに、顧問法律事務所から適時アドバイスを受けることにより、信用リスク及び法的リスクの低減に努める。
  - ・ 取締役は、取締役会等において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、迅速かつ適切に対応する。
- 4 **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
  - ・ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、経営に係わる業務執行上の重要案件については、常勤取締役が参加する会議において事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととする。
  - ・ 取締役の業務執行については、取締役会規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程及び決裁権限表に基づきそれぞれの責任者及びその責任、執行手続等について定める。
  - ・ 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するよう IT システムに関する整備を推進する。
- 5 **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
  - ・ 監査役が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査役と協議の上、任命する。任命された補助者は、監査役補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

- ・ 監査役補助業務を行う補助者を任命した場合は、当該補助者が監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知する。
- 6 **当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項並びにかかる報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・ 当社の取締役及び使用人は、当社に重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに当社監査役に報告する。
  - ・ 監査役は、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めることができる。
  - ・ 監査役は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
  - ・ 監査役への報告を行った当社の取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- 7 **当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・ 監査役がその職務の執行について、費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 8 **その他監査役の監査が実効的に行われるための体制**
- ・ 当社の取締役及び使用人は監査役又はその補助使用人から業務遂行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められた場合は、迅速、適切に対応する。
  - ・ 監査役は代表取締役との会合を定期的又は随時にもち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行う。
  - ・ 監査役は会計監査人及び内部監査部門との会合を定期的又は随時にもち、意見や情報の交換を行うことで連携を強化する。
- 9 **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- ・ 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
  - ・ 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
  - ・ 内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会及び監査役に報告する。
  - ・ 上記に掲げる方針及び手続き等を運用するにあたり、IT 環境の適切な理解とこれを踏まえた IT の有効かつ効率的な利用を推進し、IT に係る全般統制及び業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
  - ・ 財務報告に係る内部統制の有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく取締役会及び監査役に報告する。
- 10 **当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・ 当社は、親会社及び子会社を有しないため、当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を定めないものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- 1 **取締役の職務執行**
  - ・ 当社の取締役会は、取締役 6 名（うち社外取締役 4 名）で構成され、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。当社は原則月 1 回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができるよう努めております。
- 2 **監査役の監査**
  - ・ 当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤監査役 1 名及び非常勤監査役 2 名で構成されており、全員が社外監査役であります。当社の監査役会は、毎月 1 回の定時監査役

会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、重要事項の審議、監査役間の情報共有及び情報交換を行っております。また、監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、監査計画に基づき、重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を行うことにより、適正な監査を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人とは、監査結果の報告など定期的に情報共有及び意見交換を実施し、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

### 3 内部監査の実施

- 当社では独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役の命をうけた内部監査責任者と、内部監査責任者が指名する内部監査担当者（管理部門1名、事業部門1名）の計3名が内部監査規程に基づき、各部門に対して相互に内部監査を実施しております。原則として当社の全部署を対象として、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、経営方針、定款及び各種規程への準拠性、法令その他の社会的規範の遵守状況、内部統制組織の整備状況と機能状況などを確認し、業務の妥当性・効率性の確保を図り、当社の健全な発展に資することを基本方針として、内部監査を実施しており、その結果を代表取締役に報告するとともに、必要に応じて改善指示を行っております。改善指示がある場合には、被監査部署から改善状況報告書を受領し、改善結果の確認やその定着を図っております。内部監査責任者及び内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と監査結果等に関する意見交換を定期的に行い、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。さらに、内部監査の実施状況や結果を取締役に直接報告することにより、内部監査の実効性を確保しております。

### 4 コンプライアンス及びリスク管理

- 当社は全社的なリスク管理体制の構築を目的に、リスクマネジメント規程を制定するとともに、リスクマネジメント規程に則り、代表取締役直轄のリスクマネジメント委員会を設置し、当社が直面するリスク及び機会又は将来発生する可能性のあるリスク及び機会を識別し、識別したリスク及び機会に対して組織的かつ適切な対応策を講じております。また、必要に応じて、弁護士等の専門家から指導・助言を受ける体制を構築しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項につきましては、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、株主の皆様への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

当社は、継続的な株主還元の実施を中長期での経営上の重要課題と認識しておりますが、いまだ成長過程にある現時点におきましては、事業拡大のための内部留保の充実を図り、それらの資金を収益力強化のための事業開発投資や優秀な人材の確保などに対する投資に充当することで更なる事業拡大を図ることが、株主の皆様に対する最大の利益還元につながるものと考えております。

今後の剰余金の配当につきましては、業績の推移及び財務状況等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討してまいります。

## 貸 借 対 照 表

(2026 年 6 月 30 日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額         | 科 目             | 金 額         |
|-----------------|-------------|-----------------|-------------|
| 資 産 の 部         |             | 負 債 の 部         |             |
| 流 動 資 産         | 2, 428, 940 | 流 動 負 債         | 620, 710    |
| 現 金 及 び 預 金     | 1, 823, 631 | リ ー ス 債 務       | 1, 978      |
| 売 掛 金           | 508, 883    | 未 払 金           | 339, 186    |
| 商 品             | 8, 236      | 未 払 費 用         | 115, 586    |
| 仕 掛 品           | 333         | 未 払 法 人 税 等     | 3, 531      |
| 前 払 費 用         | 80, 878     | 賞 与 引 当 金       | 46, 701     |
| そ の 他           | 6, 976      | 契 約 負 債         | 45, 851     |
| 固 定 資 産         | 206, 533    | 預 り 金           | 12, 224     |
| 有 形 固 定 資 産     | 9, 459      | そ の 他           | 55, 649     |
| 建 物             | 234         | 固 定 負 債         | 302, 911    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 5, 828      | 長 期 借 入 金       | 300, 000    |
| リ ー ス 資 産       | 3, 396      | リ ー ス 債 務       | 2, 911      |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 197, 074    | 負 債 合 計         | 923, 622    |
| 敷 金             | 81, 039     | 純 資 産 の 部       |             |
| 出 資 金           | 10          | 株 主 資 本         | 1, 711, 852 |
| 長 期 前 払 費 用     | 6, 678      | 資 本 金           | 50, 000     |
| 繰 延 税 金 資 産     | 109, 345    | 資 本 剰 余 金       | 2, 596, 811 |
|                 |             | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 2, 596, 811 |
|                 |             | 利 益 剰 余 金       | △934, 959   |
|                 |             | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △934, 959   |
|                 |             | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △934, 959   |
|                 |             | 純 資 産 合 計       | 1, 711, 852 |
| 資 産 合 計         | 2, 635, 474 | 負 債 純 資 産 合 計   | 2, 635, 474 |

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

# 損益計算書

( 2025 年 7 月 1 日から  
2026 年 6 月 30 日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額      | 額         |
|-------------------------|----------|-----------|
| 売 上 高                   |          | 5,025,554 |
| 売 上 原 価                 |          | 1,968,570 |
| 売 上 総 利 益               |          | 3,056,984 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |          | 2,732,330 |
| 営 業 利 益                 |          | 324,654   |
| 営 業 外 収 益               |          |           |
| 受 取 利 息                 | 3,426    |           |
| 為 替 差 益                 | 522      |           |
| 助 成 金 収 入               | 0        |           |
| 物 品 売 却 益               | 2,044    |           |
| ポ イ ン ト 還 元 収 入         | 2,624    |           |
| 企 画 関 連 収 入             | 2,315    |           |
| そ の 他                   | 1,016    | 11,950    |
| 営 業 外 費 用               |          |           |
| 支 払 利 息                 | 3,825    |           |
| 支 払 保 証 料               | 4,718    |           |
| 上 場 関 連 費 用             | 9,307    | 17,851    |
| 経 常 利 益                 |          | 318,752   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |          | 318,752   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 4,056    |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △109,345 |           |
| 法 人 税 等                 |          | △105,289  |
| 当 期 純 利 益               |          | 424,042   |

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

## 株主資本等変動計算書

( 2025 年 7 月 1 日から  
2026 年 6 月 30 日まで )

(単位：千円)

|                    | 株主資本   |              |             |              |             |            | 純資産<br>合計 |
|--------------------|--------|--------------|-------------|--------------|-------------|------------|-----------|
|                    | 資本金    | 資本剰余金        |             | 利益剰余金        |             | 株主資本<br>合計 |           |
|                    |        | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
|                    |        |              |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |            |           |
| 当期首残高              | 50,000 | 2,596,811    | 2,596,811   | △1,354,751   | △1,354,751  | 1,292,059  | 1,292,059 |
| 誤謬の訂正による累<br>積的影響額 | -      | -            | -           | △4,250       | △4,250      | △4,250     | △4,250    |
| 修正後当期首残高           | 50,000 | 2,596,811    | 2,596,811   | △1,359,001   | △1,359,001  | 1,287,809  | 1,287,809 |
| 当期変動額              |        |              |             |              |             |            |           |
| 当期純利益              |        |              |             | 424,042      | 424,042     | 424,042    | 424,042   |
| 当期変動額合計            | -      | -            | -           | 424,042      | 424,042     | 424,042    | 424,042   |
| 当期末残高              | 50,000 | 2,596,811    | 2,596,811   | △934,959     | △934,959    | 1,711,852  | 1,711,852 |

(注) 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産  
商品、仕掛品

個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- 1 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |      |
|-----------|------|
| 建物        | 3年   |
| 工具、器具及び備品 | 4～8年 |
- 2 無形固定資産  
自社利用のソフトウェア  
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- 3 リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、「デリッシュキッチン」や「トモニテ」などの自社で運営する動画メディアや小売店舗内に設置したデジタルサイネージなどのアセットを活用し、主にメーカー等の広告主へ広告掲載面を提供することによる広告収入、広告掲載に際しての制作費、広告主へのデータ提供に伴う成果報酬、個人利用者からの有料課金収入を得ております。

##### 1 Marketing Solution ビジネス

メーカー等からの広告収入は、SNS やウェブサイト・アプリ等を掲載面とするタイアップ広告、ディスプレイ広告及びアドネットワーク広告、並びに小売店のデジタルサイネージを掲載面とするストアビジョン広告等であります。データ提供に伴う成果報酬については、当社が取得したパーソナルデータから、広告主のサービスに興味のあるユーザーや広告主の希望する条件に合致するユーザーを抽出し、リスト化し、広告主に対してデータ提供を行うことにより対価を受け取る、ユーザーマッチング広告であります。このうち、タイアップ広告等のうち広告の制作を伴うものについては、当該広告の制作が完了し掲載（又は納品）された一時点、それ以外の広告掲載部分、ディスプレイ広告及びストアビジョン広告については、広告が掲載される期間に応じて履行義務が充足されるため、それぞれ当該一時点又は当該期間で収益を認識しております。ユーザーマッチング広告及びアドネットワーク広告については、広告主にデータを提供した時点、広告がウェブサイト・アプリ閲覧者の画面上に表示された時点、もしくは閲覧者がバナーをクリックした時点等で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

##### 2 Consumer ビジネス

個人利用者からの有料課金収入は、「デリッシュキッチン」のプレミアムサービスの有料会員から得られる毎月の利用料金であり、契約期間におけるサービス提供に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 109,345 千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産について、将来の課税所得の発生見込額に基づき回収可能性を判断しています。

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、将来の課税所得の見積りが重要となります。当該見積りは、経営者が策定した事業計画を基礎としており、売上高の成長率等の重要な仮定が含まれています。

これらの仮定は、市場環境の変化、広告需要の変動その他の不確実性の影響を受けるため、実際の課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なる可能性があります。その結果、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を及ぼし、翌事業年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 誤謬の訂正に関する注記

過年度の会計処理に誤りが判明したため、誤謬の訂正を行っております。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の利益剰余金に反映しております。なお、その影響額については、株主資本等変動計算書の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 56,135 千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首(株) | 増加(株)      | 減少(株)      | 当事業年度末(株)  |
|---------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式    | 5,000,000  | 14,632,808 | —          | 19,632,808 |
| A 種優先株式 | 2,201,000  | —          | 2,201,000  | —          |
| B 種優先株式 | 3,040,000  | —          | 3,040,000  | —          |
| C 種優先株式 | 2,112,370  | —          | 2,112,370  | —          |
| D 種優先株式 | 5,174,037  | —          | 5,174,037  | —          |
| E 種優先株式 | 2,105,401  | —          | 2,105,401  | —          |
| 合計      | 19,632,808 | 14,632,808 | 14,632,808 | 19,632,808 |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は必要な資金について増資、借入等により賄うなど、最適な方法により調達しております。また一時的な余資は主に流動性の高い金融商品で運用しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に沿って取引先ごとに与信管理を行い、リスクの軽減を図っております。

敷金は本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

営業債務である未払金は、すべて1年内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金であります。営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次に資金繰り計画を策定し、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|              | 貸借対照表計上額 (※1) | 時価 (※1)   | 差額      |
|--------------|---------------|-----------|---------|
| ① 敷金         | 81,039        | 78,625    | △2,414  |
| ② 長期借入金 (※2) | (300,000)     | (265,790) | △34,209 |

(※1) 負債に計上されているものについては( )で表示しております。

(※2) 長期借入金は、1年以内返済予定の金額を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### ①敷金

敷金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

### ②長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 2,823,546 千円

ソフトウェア 134,172 "

減価償却超過額 21,942 "

敷金 (資産除去債務) 22,915 "

賞与引当金 14,720 "

その他 2,399 "

繰延税金資産小計 3,019,696 千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △2,787,578 "

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △122,772 "

評価性引当額 △2,910,350 "

繰延税金資産合計 109,345 "

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 87 円 19 銭

(2) 1株当たりの当期純利益 42 円 02 銭

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                         | 合計        |
|-------------------------|-----------|
| Marketing Solution ビジネス | 4,032,279 |
| Consumer ビジネス           | 479,617   |
| その他ビジネス                 | 513,658   |
| 顧客との契約から生じる収益           | 5,025,554 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 481,701 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 508,883 |
| 契約負債（期首残高）          | 49,722  |
| 契約負債（期末残高）          | 45,851  |

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は、概ね1年以内に収益として認識されます。

当社は、当初に予想される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の見込まれる期間の記載を省略しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2026年8月4日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2026年6月30日及び2026年7月16日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2026年8月3日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法 : 一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 発行する株式の種類及び数 : 普通株式 1,105,300株
- ③ 発行価格 : 1株につき 230円  
一般募集はこの価格にて行いました。
- ④ 引受価額 : 1株につき 211.60円  
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。  
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- ⑤ 資本組入額 : 1株につき 105.80円
- ⑥ 発行価格の総額 : 254,219千円
- ⑦ 払込金額の総額 : 233,881千円
- ⑧ 資本組入額の総額 : 116,940千円
- ⑨ 払込期日 : 2026年8月3日
- ⑩ 資金の使途 : 事業拡大のための採用活動費及び人件費、広告宣伝費に充当する予定であります。

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2026年8月4日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2026年6月30日及び2026年7月16日開催の取締役会の決議に基づき、SMB C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり実施し、2026年9月2日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法 : 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
- ② 発行する株式の種類及び数 : 普通株式 873,100株
- ③ 割当価格 : 1株につき 211.60円
- ④ 資本組入額 : 1株につき 105.80円
- ⑤ 割当価格の総額 : 184,747千円
- ⑥ 資本組入額の総額 : 92,373千円
- ⑦ 払込期日 : 2026年9月2日
- ⑧ 割当先 : SMB C日興証券株式会社
- ⑨ 資金の使途 : 「一般募集による新株式の発行 ⑩ 資金の使途」と同一であります。

独立監査人の監査報告書

2026年 9 月 8 日

株式会社エブリー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉 山 正 樹  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 伏 木 貞 彦  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エブリーの2025年7月1日から2026年6月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違

以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算

書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月8日

株式会社エブリー 監査役会  
常勤監査役（社外監査役） 高橋 彩

社外監査役 平田 幸一郎

社外監査役 松本 拓生

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 番号 | 氏名                                                                                                                                                                                   | 生年月日            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                         | 所有する<br>当社株式の数 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------|----------------|
| 1  | 吉田 大成<br>(ヨシダ タイセイ)                                                                                                                                                                  | 1980 年 8 月 12 日 | 2005 年 04 月 ヤフー株式会社（現 LINE ヤフー株式会社）入社      | 4,631,900 株    |
|    |                                                                                                                                                                                      |                 | 2006 年 10 月 グリー株式会社（現 グリーホールディングス株式会社）入社   |                |
|    |                                                                                                                                                                                      |                 | 2010 年 12 月 同社執行役員就任                       |                |
|    |                                                                                                                                                                                      |                 | 2012 年 08 月 同社取締役執行役員就任                    |                |
|    |                                                                                                                                                                                      |                 | 2012 年 09 月 同社取締役執行役員常務就任                  |                |
|    |                                                                                                                                                                                      |                 | 2015 年 09 月 当社共同創業代表取締役社長就任（現任）            |                |
|    | 【取締役候補者とした理由】<br>同氏は、2015 年 9 月の創業以来、代表取締役として当社の経営を主導しこれまでの業績の成長を牽引するとともに、経営の重要事項の決定及び業務執行において重要な役割を果たしてまいりました。今後も継続的な業績の拡大と企業価値の向上を目指していくにあたり、同氏のリーダーシップが不可欠であると判断し、取締役候補者といいたしました。 |                 |                                            |                |
| 2  | 菅原 千遥<br>(スガワラ チハル)                                                                                                                                                                  | 1989 年 4 月 13 日 | 2012 年 04 月 グリー株式会社（現 グリーホールディングス株式会社）入社   | 217,100 株      |
|    |                                                                                                                                                                                      |                 | 2015 年 09 月 当社共同創業                         |                |
|    |                                                                                                                                                                                      |                 | 2018 年 07 月 当社執行役員デリッシュキッチンカンパニー長就任        |                |
|    |                                                                                                                                                                                      |                 | 2020 年 09 月 当社取締役執行役員デリッシュキッチンカンパニー長就任（現任） |                |
|    | 【取締役候補者とした理由】<br>同氏は、当社の共同創業者として強いリーダーシップを発揮し、長年にわたり当社ビジネスの発展に尽力してまいりました。今後においても、当社のさらなる成長と企業価値向上を実現するために重要な存在であると判断したため、取締役候補者といいたしました。                                             |                 |                                            |                |

|   |                                                                                                                                                                 |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |   |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 3 | 佐伯 泰昌<br>(サエキ ヤスマサ)                                                                                                                                             | 1968 年 1 月 28 日 | 1990 年 04 月 伊藤忠商事株式会社入社<br>2013 年 04 月 同社ファッションアパレル第二部ファッションアパレル第一課長<br>2016 年 04 月 伊藤忠繊維貿易（中国）有限公司出向（総経理）（上海駐在）（兼）中国繊維グループ<br>2018 年 04 月 伊藤忠繊維貿易（中国）有限公司出向（総経理）（上海駐在）（兼）東アジア繊維グループ<br>2019 年 04 月 伊藤忠モードバル株式会社取締役就任（出向）<br>2021 年 04 月 伊藤忠食品株式会社経営企画本部本部長（出向）<br>2022 年 04 月 同社執行役員就任経営企画本部長 兼 DX 推進室長 兼 ダイバーシティ推進室<br>2024 年 09 月 当社取締役就任（現任）<br>2025 年 04 月 伊藤忠食品株式会社常務執行役員第三部門部門長 兼 ダイバーシティ推進室<br>2026 年 04 月 同社常務執行役員 第三営業部門部門長 兼 物流統括管理者 兼 ダイバーシティ推進室（現任） | — |
|   | 【取締役候補者とした理由】<br>同氏は、就任以降、主に小売・流通業界における豊富な経験と幅広い見識に基づく専門的な見地を活かして当社の経営において重要な役割を果たしてまいりました。今後においても、豊富な経験を当社の経営に活かし、取締役の職務執行の監督及び助言を行っていただくことを期待し、取締役候補者といたしました。 |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |   |

|                                                                                                                                                     |                     |                 |                                                                                                                                                               |                                               |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---|
| 4                                                                                                                                                   | 牧野 隆広<br>(マキノ タカヒロ) | 1968 年 6 月 9 日  | 1992 年 04 月                                                                                                                                                   | 株式会社電通国際情報サービス<br>(現 株式会社電通総研) 入社             | — |
|                                                                                                                                                     |                     |                 | 1994 年 11 月                                                                                                                                                   | マイクロソフト株式会社 (現 日本マイクロソフト株式会社) 入社              |   |
|                                                                                                                                                     |                     |                 | 2000 年 08 月                                                                                                                                                   | 株式会社インスパイア入社                                  |   |
|                                                                                                                                                     |                     |                 | 2002 年 02 月                                                                                                                                                   | 株式会社ウイングトップ設立<br>代表取締役就任                      |   |
|                                                                                                                                                     |                     |                 | 2005 年 09 月                                                                                                                                                   | 株式会社エイチーム (現 株式会社エイチームホールディングス) 取締役就任         |   |
|                                                                                                                                                     |                     |                 | 2012 年 05 月                                                                                                                                                   | 株式会社ミライプロジェクト<br>設立代表取締役就任 (現任)               |   |
|                                                                                                                                                     |                     |                 | 2015 年 10 月                                                                                                                                                   | 株式会社ミライプロジェクトインベストメント設立<br>代表取締役就任 (現任)       |   |
|                                                                                                                                                     |                     |                 | 2018 年 09 月                                                                                                                                                   | 当社取締役就任 (現任)                                  |   |
|                                                                                                                                                     |                     |                 | 2019 年 11 月                                                                                                                                                   | アイクリスタル株式会社<br>共同設立 代表取締役就任                   |   |
|                                                                                                                                                     |                     |                 | 2021 年 03 月                                                                                                                                                   | アイクリスタル株式会社<br>取締役 (現任)                       |   |
| 【取締役候補者とした理由】<br>同氏は、上場会社の役員としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、就任以降、当社の経営において重要な役割を果たしてまいりました。今後においても、当該知見を当社の経営に活かし、取締役の職務執行の監督及び助言を行っていただくことを期待し、取締役候補者いたしました。 |                     |                 |                                                                                                                                                               |                                               |   |
| 5                                                                                                                                                   | 藤田 英輝<br>(フジタ ヒデキ)  | 1981 年 1 月 23 日 | 2005 年 04 月                                                                                                                                                   | 株式会社ジャフコ (現 ジャフコグループ株式会社) 入社                  | — |
|                                                                                                                                                     |                     |                 | 2011 年 04 月                                                                                                                                                   | グリー株式会社 (現 グリーホールディングス株式会社) 入社                |   |
|                                                                                                                                                     |                     |                 | 2015 年 04 月                                                                                                                                                   | SEGNET Ventures Pte. Ltd.<br>創業 Director (現任) |   |
|                                                                                                                                                     |                     |                 | 2017 年 03 月                                                                                                                                                   | 202010 Pte.Ltd. 創業<br>Director (現任)           |   |
|                                                                                                                                                     |                     |                 | 2017 年 04 月                                                                                                                                                   | SEGNET Creative SDN BHD 創業<br>Director (現任)   |   |
|                                                                                                                                                     |                     |                 | 2021 年 10 月                                                                                                                                                   | HEKA Petlife 株式会社 創業<br>代表取締役 (現任)            |   |
|                                                                                                                                                     |                     |                 | 2025 年 05 月                                                                                                                                                   | 当社取締役就任 (現任)                                  |   |
|                                                                                                                                                     |                     |                 | 【取締役候補者とした理由】<br>同氏は、ベンチャーキャピタルでの豊富な投資実績や経営者としての幅広い見識を有しており、就任以降、当社の経営において重要な役割を果たしてまいりました。今後においても、当該知見を当社の経営に活かし、取締役の職務執行の監督及び助言を行っていただくことを期待し、取締役候補者いたしました。 |                                               |   |

|   |                      |                 |             |                                          |   |
|---|----------------------|-----------------|-------------|------------------------------------------|---|
| 6 | 次家 成典<br>(ツグイエ シゲノリ) | 1972 年 9 月 24 日 | 1995 年 04 月 | 加藤産業株式会社 入社                              | — |
|   |                      |                 | 2012 年 04 月 | 同社総務部付部長（ケイ低温フーズ株式会社出向）                  |   |
|   |                      |                 | 2015 年 12 月 | 同社総務部長兼環境管理部長                            |   |
|   |                      |                 | 2016 年 12 月 | 同社執行役員総務部長兼環境管理部長                        |   |
|   |                      |                 | 2017 年 12 月 | 同社取締役管理本部副本部長兼総務部長兼環境管理部長                |   |
|   |                      |                 | 2018 年 04 月 | 同社取締役管理本部副本部長兼総務部長                       |   |
|   |                      |                 | 2018 年 11 月 | 加藤 SC アジアインベストメント株式会社代表取締役社長就任（現任）       |   |
|   |                      |                 | 2018 年 12 月 | 加藤産業株式会社取締役管理本部長兼グループ管理担当                |   |
|   |                      |                 | 2021 年 12 月 | 同社取締役管理本部長兼グループ管理担当兼海外事業担当               |   |
|   |                      |                 | 2022 年 10 月 | 同社取締役管理本部長兼グループ管理担当兼海外事業担当兼総務部長          |   |
|   |                      |                 | 2023 年 12 月 | 同社取締役上席執行役員管理本部長兼グループ管理担当兼総務部長           |   |
|   |                      |                 | 2025 年 01 月 | 同社取締役上席執行役員管理本部長兼グループ管理担当                |   |
|   |                      |                 | 2025 年 09 月 | 当社取締役就任（現任）                              |   |
|   |                      |                 | 2025 年 12 月 | 加藤産業株式会社<br>取締役常務執行役員管理本部長兼 グループ管理担当（現任） |   |

|                                                                                                                                                               |  |  |  |  |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 【取締役候補者とした理由】                                                                                                                                                 |  |  |  |  |  |
| 同氏は、事業会社の管理部門において、主要な役職を歴任しており、それらの経験に基づく優れた経営判断能力を有しており、就任以降、当社の経営において重要な役割を果たしてまいりました。今後においても、当該知見を当社の経営に活かし、取締役の職務執行の監督及び助言を行っていただくことを期待し、取締役候補者としていたしました。 |  |  |  |  |  |

(注)

1. 佐伯泰昌氏、牧野隆広氏、藤田英輝氏及び次家成典氏は、社外取締役候補者であります。
2. 佐伯泰昌氏は、伊藤忠食品株式会社の常務執行役員を兼職しております。同社は当社の主要株主であり、当社との間に取引関係があります。
3. 次家成典氏は加藤産業株式会社の取締役常務執行役員及び加藤 SC アジアインベストメント株式会社の代表取締役社長を兼職しております。加藤産業株式会社は当社の主要株主であり、当社との間には取引関係があります。当社と加藤 SC アジアインベストメント株式会社との間には特別の利害関係はありません。
4. 牧野隆広氏が代表取締役を務める株式会社ミライプロジェクトインベストメントが当社株式を保有しておりますが、2026 年 8 月 4 日時点でその保有比率は発行済株式数の 0.81%であり、同社と当社との間に人的、その他取引関係はありません。また、当社と株式会社ミライプロジェクト及びアイクリスタル株式会社との間には特別の利害関係はありません。
5. 藤田英輝氏が Director（取締役）を務める SEGNEl Ventures Pte. Ltd. が当社株式を保有しておりますが、2026 年 8 月 4 日時点でその保有比率は発行済株式数の 0.16%であり、同社と当社との間に人的、その他取引関係はありません。また、当社とその他の兼職先の法人との間には特別の利害関係はありません。
6. 佐伯泰昌氏、牧野隆広氏、藤田英輝氏及び次家成典氏は、現在、当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって佐伯氏が 2 年、牧野氏が 8 年、藤田氏が 1 年 4 カ月、次家氏が 1 年となります。
7. 当社は、佐伯泰昌氏、牧野隆広氏、藤田英輝氏及び次家成典氏との間で、会社法第 427 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10 万円又は会社法第 425 条第 1 項に定める額のいずれか高い額としております。本総会において各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険（D&O 保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の保険料を当社が全額負担することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことにより起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事項があります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
9. 当社は、牧野隆広氏及び藤田英輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が取締役に選任され就任した場合、引き続き独立役員として指定し、同様に届け出る予定であります。

以 上